

## 地域エネルギーセンター（仮称）等整備・運営事業概要

### 1. 事業目的

本事業では、名張市（以下「本市」という。）から排出される燃やすごみを処理するための地域エネルギーセンター（仮称）及び資源ごみ等を処理するためのリサイクルセンターを民間資金によって整備し運営することを目的とした、民間企業誘致の可能性について検討します。

民間企業には、地域エネルギーセンター（仮称）等整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたって、自らが有する知識や実績等を基に、地域エネルギーセンター（仮称）を整備し、関係法令を遵守した適切な廃棄物の処理・処分を実施するとともに、多面的な地域貢献を視野に入れた事業展開を求めるものとします。

### 2. 事業方式

公民連携方式

### 3. 対象ごみ

#### 1) 本市

地域エネルギーセンター（仮称）

燃やすごみ

リサイクルセンター

- ①燃やさないごみ、②小型家電、③びん類、④缶類、⑤ペットボトル、
- ⑥乾電池類、⑦スプレー缶、⑧ライター、⑨体温計、温度計、蛍光管、電球類、
- ⑩廃食油、⑪金属類、⑫紙類、⑬繊維類、⑭粗大ごみ

#### 2) その他

企業が処理を希望する廃棄物

### 4. 施設規模

企業が推奨する計画施設規模及び計画処理規模を提案

### 5. 処理方式

企業が推奨する処理方式を提案

### 6. 建設候補地

建設候補地については、エントリーシートを提出した者（辞退届を提出した者は除く）に、後日メールにて通知します。

## 7. その他条件

地域エネルギーセンター（仮称）を核とした多面的な地域貢献の提案

## 8. 事業内容

- 1) 地域エネルギーセンター（仮称）等の整備に係る調査、計画、設計 ※1
- 2) 地域エネルギーセンター（仮称）等の整備
- 3) 地域エネルギーセンター（仮称）等の運営・管理
- 4) 本概要書の「3. 対象ごみ 1) 本市」に示すごみ等の処理・処分
- 5) 本市以外からの廃棄物の運搬・受入・処理・処分
- 6) 処理残さの処分
- 7) その他本業務に必要と判断されること

※1 土壌汚染対策法に基づく調査及び工事（必要となる場合）等については除く

## 9. 供用開始目標年度

令和 16（2034）年度（4月）